

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、地形が平坦で、鉄道網が充実していることから、自転車を利用しやすい環境が整っており、日常的に多くの市民が、自転車を利用しています。一方で、自転車関連事故は多く、ルールの遵守やマナーの意識も低い状況にあり、問題となっています。自転車を活用したまちづくりは、自転車利用者の経済面・健康面に寄与し、歩行環境の改善や賑わいの創出、環境にやさしいまちづくりにつながってきます。

そのため本市では、「自転車のまちづくり」を積極的に推進していくため、自転車政策の柱である「たのしむ」、「まもる」、「はしる」、「とめる」という視点から、自転車に関する様々な取組を総合的にとりまとめる「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～」を平成28年3月に策定しました。本計画では、自転車の位置づけを明確化し、更なる自転車利用の促進、歩行者の安全性の確保を図り、本市の魅力と活力向上に資することを目的としています。

この度、計画期間10年間（令和7年度末まで）のうち、その中間である5年が経過したことから、これまでの事業成果や計画目標の達成状況の確認を行うとともに、自転車を取り巻く環境の変化に対応した計画とするため、改定を行いました。

なお、本改定に併せて、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」として位置付けています。

1-2 計画の位置づけ

- 本計画は、「さいたま市総合振興計画」を上位計画とするとともに、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」として、自転車に関する政策の最上位計画に位置付けます。
- また、本計画の個別施策の実行計画として、さいたま市自転車ネットワーク整備計画を位置付けます。
- 関連計画としては、「さいたま SMART プラン」や、「スポーツ振興まちづくり計画」、「さいたま市交通安全計画」等があり、各計画における検討内容を反映します。

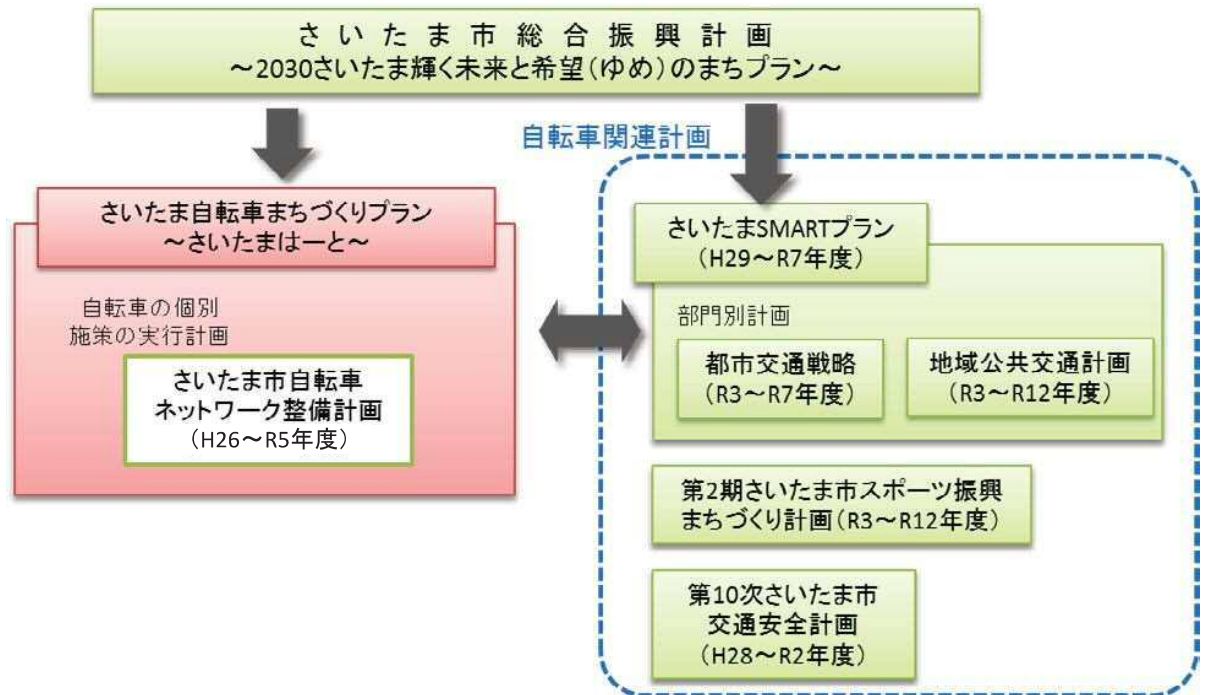


図 1-1 上位・関連計画との関係



表 1-1 上位・関連計画の概要と自転車関連の位置づけ内容

	概要	自転車関連 の位置づけ内容
さいたま市 総合振興計画	長期的な展望に基づいて、都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各行政分野における計画や事業の指針を明らかにするものであり、市政運営の最も基本となる計画	実施計画事業の「各分野の施策と事業」のうち、「公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実」として位置付けるとともに、重点戦略「高齢者が元気に活躍する都市さいたまの創造」や「自然と共生し、低炭素に暮らす都市さいたまの創造」の中で、「自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換の促進」を位置付け
さいたま SMART プラン	大都市における安全快適な都市生活とさいたま市らしさを活かした都市交通施策を戦略的に展開するため、本市が現在抱える都市交通問題および将来抱える可能性のある問題を整理し、それらに対して本市としての交通問題への取組の考え方、方針を示すマスタープラン	さいたま市が目指す総合都市交通体系の中で、「拠点地区交通計画の基本方針：さいたま市の平坦な地形を利用し自転車による移動を促進」、「周辺地域に関する基本方針：歩行者や自転車が安全に通行できる環境の整備」を位置付け
さいたま市 都市交通戦略	「さいたま市総合振興計画」の将来都市像実現に向け、本市の総合都市交通の基本的な考え方や方針を示した「さいたま SMART プラン」の短・中期に取組む実行計画となるもので、重点的かつ効率的な施策展開を図ることを目的とした計画	取組むべき主な施策の中で、「自転車ネットワーク路線の整備」、「シェアサイクルの普及」、「駐輪場の適正配置の推進」、「サイクルサポート施設の認定・設置」、「自転車事故の防止対策の推進」、「自転車の交通安全啓発活動の実施」、「放置自転車対策の強化」、「自転車のレクリエーション環境の向上」「交通結節点における駐輪場整備の促進」を位置付け
さいたま市地域公共 交通計画	まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通の実現に向けた基本方針等を示し、地域の関係者・事業者との連携を強化し、資源を総動員した地域公共交通の再編、利用促進策等を具体化する法定計画	交通に係る主な施策の展開の方向性として、「自転車等の多様なモビリティの普及を促進」、「総合的に自転車利用環境の向上を図ることで、自転車のまちづくりを推進」、「サイクル&ライド」、「シェアサイクル等の利用促進」を位置付け
第2期さいたま市 スポーツ振興 まちづくり計画	市民等、スポーツ関連団体、事業者そして本市が連携することで、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを進め、「日本一スポーツで笑顔あふれるまち」の実現に向けた取組	重点施策として、「ウォーキング・ランニング・サイクリングと観光資源の連携」や「BMX やキックバイクをはじめとしたアーバンスポーツの活性化」を位置づけ
さいたま市 交通安全計画	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき作成するもので、市の交通安全に関する施策の大綱を定めたもの	「自転車安全利用五則」「3人乗り自転車の利用方法」「ヘルメット着用」の普及啓発や、「放置自転車解消」「自転車等駐車場の整備」等を位置付け

資料：さいたま市資料

1-3 計画の期間

○本計画の期間は、総合振興計画実施計画や関連計画が概ね令和7年度を計画期間としていることを踏まえ、平成28～令和7年度の10年間を対象とします。

表 1-2 計画年表

	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
さいたま市 総合振興計画								R3～R12年度										
さいたま SMARTプラン				H29～R7年度														
さいたま市 都市交通戦略								R3～R7年度										
さいたま自転車 まちづくりプラン ～さいたまはーと～			(前期) H28～R2年度						(後期) R3～R7年度									
さいたま市自転車 ネットワーク整備計画	H26～R5年度																	
さいたま市 地域公共交通計画								R3～R12年度										
第2期さいたま市 スポーツ振興 まちづくり計画								R3～R12年度										
第10次さいたま市 交通安全計画			H28～R2年度															



1-4 計画の対象地域

○さいたま市における自転車施策としては、都市部の日常生活における利用から、郊外部のレクリエーションとしての利用まで、幅広く対象とすることを想定し、計画対象地域は市内全域とします。

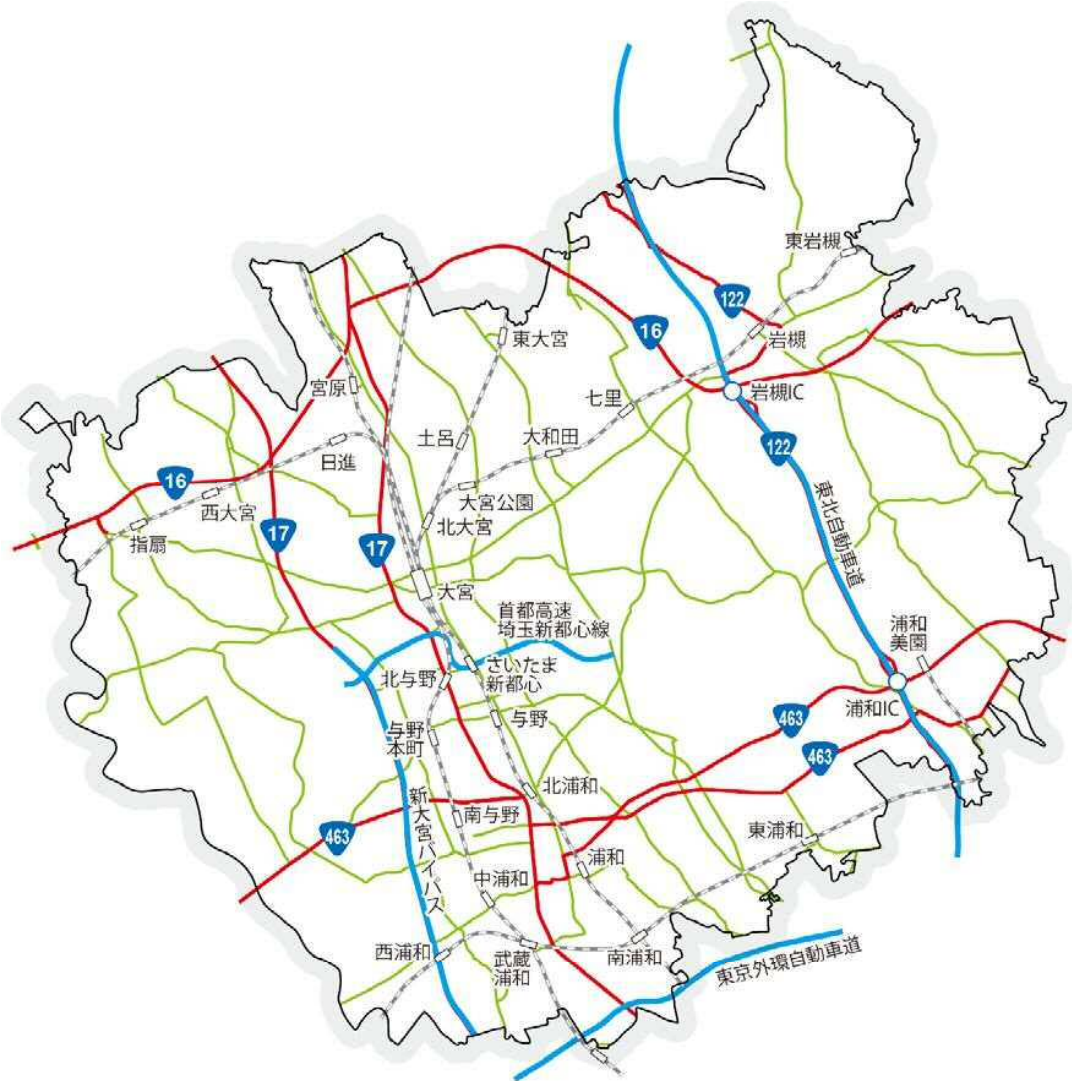


図 1-2 本計画が対象とする地域